第3章 申請

3. 1

※ 注 1「給水装置工事主任技術者の職務について」参照

工事の申し込み

工事の申し込み(条例第 8 条)は、申込者又は申込者より委任を受けた指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)が「給水装置工事申込書兼指定給水装置工事事業者工事施工許可・設計審査申請書(施行規定様式1 日本工業規格A列4番 上質紙 A列本判86.5kg以上)

5.4g/枚となる(以下「申請書」という。)に所要事項を記載の上、その他必要な関係書類を添付し、指定工事事業者は工事ごとに指名された給水装置工事主任技術者(注 1)(以下「主任技術者」という。)により担当部署に提出すること。

設計審査(使用材料の確認を含む)を受け、かつ、その承認を受けた後、工事に着手すること。

- 1. 申請書の記入については、文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に書くこと。
- 2. 申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の印を押印すること。
- 3. 私管から分岐しようとする場合は、その所有者の同意を申請書に得ること。
- 4. 申込者以外の者が所有する土地又は家屋に給水装置を設ける場合は、その所有者の同意を申請書に得ること。
- 5. 給水装置所有者の変更がある場合は、「給水装置所有者名義変更 届」(施行規定様式 6)を提出後、申し込むこと。
- 6. 同意や内容確認については申請者及び利害関係者の印を押印すること。

3. 2 加入金 給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、次の各号に 掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加入金とし て当該申込みの際に納付しなければならない。

- (1) 新設工事 次の表に定める設置する量水器の口径に応じた 基準額。
- (2) 増径工事 当該増径工事前の量水器の口径に応じた基準額 と 当該増径工事後の量水器の口径に応じた基準額との差額に相 当する額。

また、加入金はその申請地に付随した権利である。

ただし、既に加入金が納入された土地に対して給水装置を新設する場合(土地の分合筆を伴う場合を含む)は新設する給水装置の数に応じて加入金を徴収するものとする。

加入金基準額については次のとおりとする。

(税込み)

量水器口径	基 準 額
13 ミリメートル	55,000 円
20 ミリメートル	88,000 円
25 ミリメートル	132,000 円
30 ミリメートル	220,000 円
40 ミリメートル	330,000 円
50 ミリメートル	594,000 円
75 ミリメートル	2,200,000 円
100 ミリメートル	3,850,000 円

3. 3
手数料

各手数料については次のとおりとし、申込者は申し込みの際納付すること。

3. 3. 1 指定給水装置 工事事業者 指定審査手数料

1件につき7,000円(非課税)

 3. 3. 2
設計審査手数料 (材料確認を含む)

1件につき 2,000円(非課税)

3. 3. 3

竣工検査手数料

3. 4

道路、河川占用 許可申請

3. 5

道路使用許可申請

3. 6

工事中止、変更の届け出

3. 7

開発地の分岐承諾

3. 8

給水装置の無償譲渡

1件につき 2,000円(非課税)

道路、河川等の堀削・占用を要する場合は、所定の手続きをとり、各道路、 河川等の管理者の許可を得ること。

道路交通法に定める道路を掘削する場合は、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得ること。工事の際は、許可条件を遵守し、許可証を携帯すること。

工事を申し込み、工事の承認後に工事中止又は設計変更及び指定工事事業者の変更等が生じた場合は、遅滞なく担当部署に届けなければならない。

宅地開発地区域内の各区画へ分岐工事を行なう場合は、原則として申請時に 区画毎加入金を納入すること。ただし、分岐管所有者に関する承諾印を不要と する旨を申請書に記入する場合はこの限りではない。

工事により布設した私設給水装置の無償譲渡を希望する場合は「給水装置無償譲渡申請書」(様式9)により竣工検査申請の際、申請しなければならない。